

○静岡ヘリポート運用管理要綱

平成15年4月1日

告示第21号

改正 平成17年3月23日告示第82号

平成18年7月5日告示第367号

平成29年3月31日告示第170号

(趣旨)

第1条 この告示は、静岡ヘリポート条例（平成15年静岡市条例第239号。以下「条例」という。）

第1条に規定する静岡ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）の運用及び管理に関し、条例及び静岡ヘリポート条例施行規則（平成15年静岡市規則第228号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「場周飛行経路」とは離着陸するヘリコプターの流れを整えるために滑走路上空周辺に設定される飛行経路をいい、「その他の指定飛行経路」とは場周飛行経路以外の飛行経路で、指定管理者が指定するものをいう。

(平18告示367・一部改正)

(場周飛行経路等の設定)

第3条 ヘリポートに場周飛行経路及びその他の指定飛行経路を設定する。

2 前項の場周飛行経路及びその他の指定飛行経路は、別図1に表示するとおりとする。

(離着陸の方法)

第4条 ヘリポートに離着陸しようとする者は、前条に規定する場周飛行経路及びその他の指定飛行経路を経て離着陸しなければならない。ただし、不時着の場合、災害を避けるため必要な場合その他飛行の安全を確保するためやむを得ないと乗組員等が認める場合は、この限りでない。

(運用時間外の利用許可基準等)

第5条 条例第5条第1項の規定による指定管理者の運用時間外のヘリポートの利用許可は、次に掲げる場合に行うものとする。

(1) 消防署、警察署その他の公共機関が、消火、警備、救難等の緊急活動のため離着陸する必要があると指定管理者が認めるとき。

(2) 報道機関が、災害及び社会的に重要な事件、行事等の報道取材を行うため離着陸する必要があると指定管理者が認めるとき。

(3) 重要かつ公共的な目的のため離着陸する必要があると指定管理者が認めるとき。

2 条例第5条第2項に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 消防署、警察署その他の公共機関の諸活動を最優先とし、この諸活動に支障を生じないように努めること。

(2) 緊急時における飛行の特殊性に鑑み、協力し、かつ、連携して飛行するように努めること。

(3) ヘリポート及びその周辺地域について、ヘリコプターの離着陸に支障がないことを自ら確認して利用すること。

(4) 安全対策のため、必要に応じて保安要員を置くこと。

(5) 非常事態の発生に備えて消防署及び警察署と協力体制をとる等、万全の安全対策をとること。

(6) 騒音については十分配慮し、飛行方法、飛行経路等についても万全の対策をとること。

(7) ヘリポートの利用に当たって事故が発生したときは、利用者がその責めを負うこと。

(8) ヘリポートの利用に当たっては、指定管理者の指示に従うこと。

(平17告示82・平18告示367・一部改正)

(条例中の指定事項)

第6条 条例中の指定管理者が指定する場所等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第6条に規定する指定管理者が指定する場所 別図2に表示するエプロン内の各スポット（6箇所）

(2) 条例第8条第1号に規定する指定管理者が指定する区域 別図2に表示する制限区域のうち、滑走路、誘導路及びエプロンを除く部分

(3) 条例第8条第2号に規定する指定管理者が指定する場所 別図2に表示する駐車場

(4) 条例第11条第4号に規定する指定管理者が指定する場所 別図2に表示する危険物施設

(5) 条例第11条第5号に規定する指定管理者が指定する場所 管理者が別途指定する場所

(6) 条例第11条第6号に規定する指定管理者が指定する場所 別図2に表示する管理棟並びに格納庫及び危険物施設に附属して設けられる事務所

(平18告示367・平29告示170・一部改正)

(制限区域での車両の使用)

第7条 条例第8条第1号に規定する制限区域（以下「制限区域」という。）で同条ただし書

の規定により車両を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書により指定管理者に申請しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により、当該申請書を提出することが困難な場合は、口頭等により行うことができる。

(1) 常備車両の使用の場合 静岡ヘリポート制限区域車両使用承認申請書（常備車両用）
（様式第1号）

(2) 臨時車両の使用の場合 静岡ヘリポート制限区域車両使用承認申請書（臨時車両用）
（様式第2号）

- 3 指定管理者は、前項の申請を承認したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める承認証を申請者に交付するものとする。ただし、同項ただし書の規定による申請の場合は、当該承認証の交付を省略するものとする。

(1) 常備車両の承認の場合 静岡ヘリポート制限区域車両使用承認証（常備車両用）（様式第3号）

(2) 臨時車両の承認の場合 静岡ヘリポート制限区域車両使用承認証（臨時車両用）（様式第4号）

- 4 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項に規定する承認に条件を付けるものとする。

- 5 第3項の規定により承認証の交付を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 承認証を運転席の表示可能な場所に表示すること。

(2) 承認証は、厳重に管理するとともに、本来の目的外で使用し、第三者に貸与し、又は譲渡しないこと。

(3) 承認証を紛失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに指定管理者に届け出ること。

(4) 承認証が不要となったときは、速やかに指定管理者に返納すること。

- 6 制限区域で車両を使用するときは、時速15キロメートル以下で走行し、ヘリコプターの乗組員、旅客、走行車両等と事故を起こさないように常に安全に留意するとともに、管理者の指示に従わなければならない。

（平18告示367・一部改正）

（制限区域への立入り）

- 第8条 条例第9条第2号及び第3号に掲げる者が制限区域に立ち入る場合は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書により指定管理者に申請しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により、当該申請書を提出することが困難な場合は、口頭等により行うことができる。

(1)ヘリポートに勤務する者の立入りの場合 静岡ヘリポート制限区域立入承認申請書(常勤者用) (様式第5号)

(2)前号に掲げる者以外の者の立入りの場合 静岡ヘリポート制限区域立入承認申請書(一般者用) (様式第6号)

3 指定管理者は、前項の申請を承認したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める承認証を申請者に交付するものとする。ただし、同項ただし書の規定による申請の場合は、当該承認証の交付を省略するものとする。

(1)ヘリポートに勤務する者の承認の場合 静岡ヘリポート制限区域立入承認証(常勤者用) (様式第7号)

(2)前号に掲げる者以外の者の承認の場合 静岡ヘリポート制限区域立入承認証(一般者用) (様式第8号)

4 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項に規定する承認に条件を付けるものとする。

5 第3項の規定により承認証の交付を受けた者は、前条第5項第2号から第4号までの事項及び承認証を左胸部に表示することを守らなければならない。

6 制限区域に立ち入るときは、ヘリコプターのローターが回転しているときにヘリコプターの後部へ回り込み、又は背後からヘリコプターに近づかないこと等、常に安全に留意するとともに、指定管理者の指示に従わなければならない。

(平18告示367・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の静岡ヘリポート運用管理要綱(平成4年静岡市告示第105号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年3月23日告示第82号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

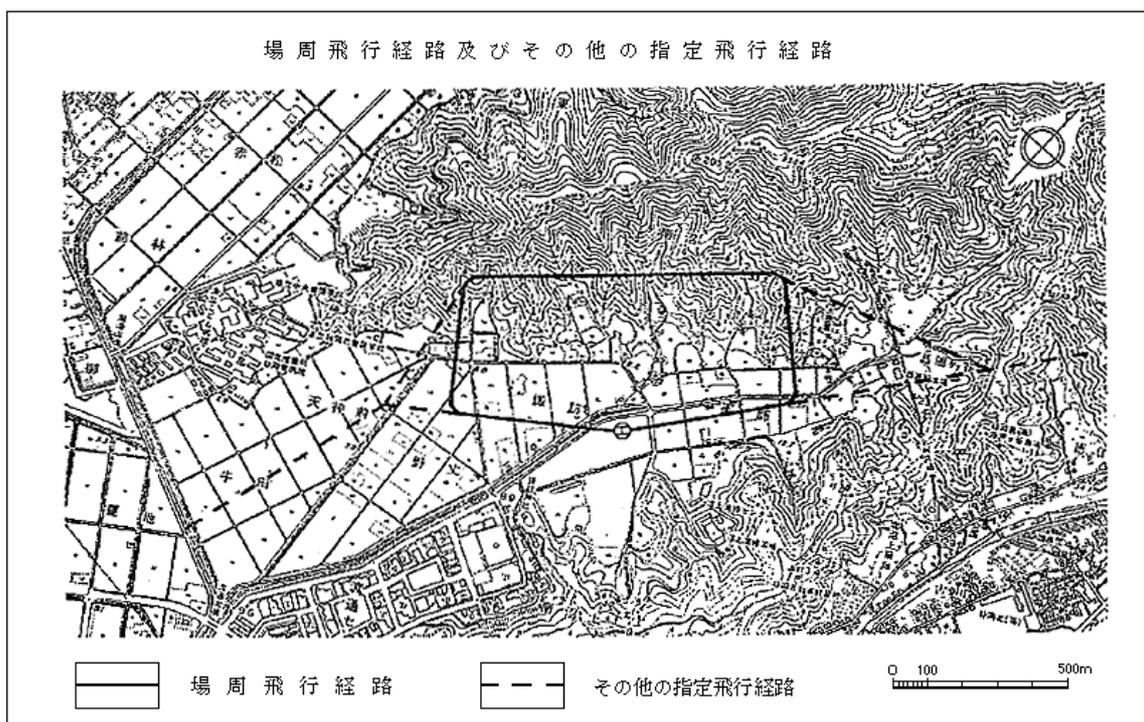
附 則（平成18年7月5日告示第367号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第170号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

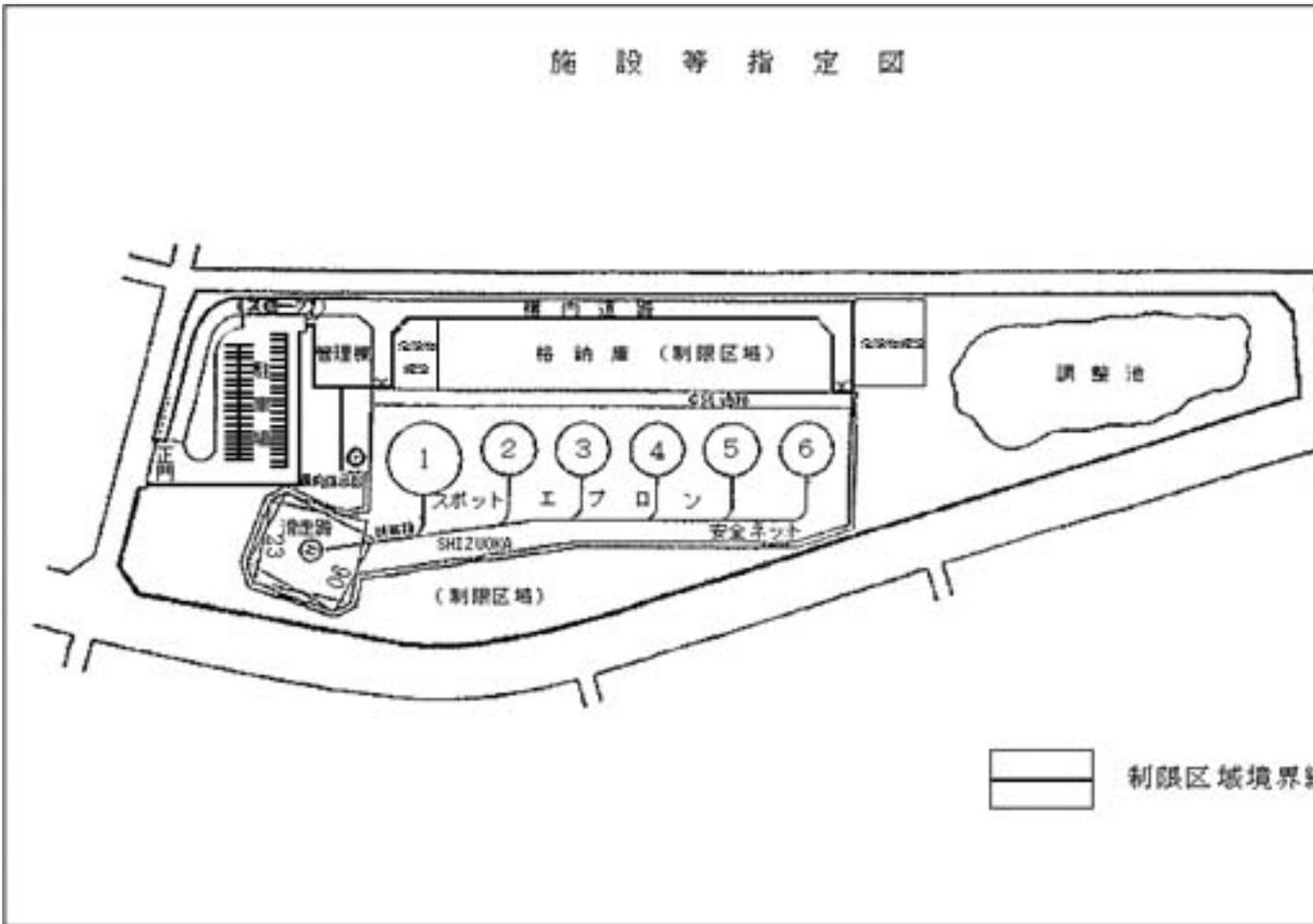
別図1（第3条関係）



別図2（第6条関係）

（平29告示170・全改）

施設等指定図



様式第1号(第7条関係)

静岡ヘリポート制限区域車両使用承認申請書(常備車両用)

年 月 日

指定管理者
(あて先) 名 称
代表者氏名

住所 (法人にあっては、その
主たる事務所の所在地)
申請者 氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)
電話

静岡ヘリポートの制限区域で車両を使用したいので、次のとおり申請します。

使用目的 ※具体的に記入			
使用区域			
車両番号		総重量	Kg
車名・形状			
常時駐車場所			
車両管理責任者			
承認希望日	年 月 日から		
その他			

(下欄は、記入しないでください。)

承認日	年 月 日	受付印
承認番号	静へり 第 号	
備考		

(注)

- 1 自動車検査証の写し又はこれに準ずるもの及び車両の写真(正面及び側面)を貼付してください。
- 2 氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第2号(第7条関係)

静岡へリポート制限区域車両使用承認申請書(臨時車両用)

申請日 (承認日)	申請者	住所又は所属	使用日時	使用目的	車両番号	車名・形状	総重量	使用区域	責任者	返納
年 月 日			年 月 日 時～時				Kg			
年 月 日			年 月 日 時～時				Kg			
年 月 日			年 月 日 時～時				Kg			
年 月 日			年 月 日 時～時				Kg			
年 月 日			年 月 日 時～時				Kg			
年 月 日			年 月 日 時～時				Kg			
年 月 日			年 月 日 時～時				Kg			
年 月 日			年 月 日 時～時				Kg			
年 月 日			年 月 日 時～時				Kg			

様式第3号(第7条関係)

(表)

静岡ヘリポート制限区域車両使用承認証(常備車両用)	
静ヘリ第	号
車 両 番 号	-----
所 属 又 は 所 有 者	-----
車 両 管 理 責 任 者	-----
上記の車両について、次の区域で使用することを承認します。	
承認区域：	
年 月 日	指定管理者 名 称 氏 名 印 代表者氏名

←----- 13センチメートル ----->

↑
9センチメートル
↓

(裏)

- 1 本証は、外部から容易に視認できるように、運転席の表示可能な場所に表示してください。
- 2 承認区域での走行は時速15キロメートル以下で行い、ヘリコプターの乗組員、旅客、走行車両等と事故を起こすことがないように常に安全に留意するとともに、管理者の指示に従ってください。
- 3 本証は、厳重に管理するとともに、本来の目的外で使用し、第三者に貸与し、又は譲渡しないでください。
- 4 本証を紛失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに市長に届け出てください。
- 5 本証が不要となったときは、速やかに市長に返納してください。
- 6 本証に市長印のないものは、無効とします。

様式第4号(第7条関係)

(表)

静岡ヘリポート制限区域
車両使用承認証(臨時車両用)
本証を携行している車両について、次の区域で使用することを承認します。
承認区域：
指定管理者 名 称 氏 名 印 代表者氏名

13センチメートル

9センチメートル

(裏)

- 1 本証は、外部から容易に視認できるように、運転席の表示可能な場所に表示してください。
- 2 承認区域での走行は時速15キロメートル以下で行い、ヘリコプターの乗組員、旅客、走行車両等と事故を起こすことがないように常に安全に留意するとともに、管理者の指示に従ってください。
- 3 本証は、厳重に管理するとともに、本来の目的外で使用し、第三者に貸与し、又は譲渡しないでください。
- 4 本証を紛失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに市長に届け出てください。
- 5 用務が終了したときは、速やかに本証を市長に返納してください。
- 6 本証に市長印のないものは、無効とします。

様式第5号その1(第8条関係)

静岡ヘリポート制限区域立入承認申請書(常勤者用)

年 月 日

指定管理者
(あて先) 名 称
代表者氏名

住所 (法人にあつては、その
主たる事務所の所在地)
申請者 氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)
電話

静岡ヘリポートの制限区域に立ち入りたいので、次のとおり申請します。

立入承認希望者数	人
上記の者に関する 個人調書及び 承認希望日	別添のとおり
立 入 区 域	
そ の 他	

(下欄は、記入しないでください。)

備 考		受付印
-----	--	-----

(注) 氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第5号その2(第8条関係)

フリガナ		写真貼付欄
氏名		
生年月日	年 月 日	
職種	操縦士・整備士・給油業務・事務職 その他()	
所属		
現住所及び電話番号		
承認希望日	年 月 日から	
その他		

(下欄は、記入しないでください。)

承認日	年 月 日
承認番号	静へり第 号
備考	

(注)

- 1 選択肢のある事項は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 貼付写真は縦3cm×横2.5cmとし、これと同じものを1枚提出してください。

様式第6号(第8条関係)

静岡へリポート制限区域立入承認申請書(一般者用)

申請日 (承認日)	申請者	住所又は所属	立入日時	立入目的	立入人数	所属	立入区域	責任者	返納	備考
年 月 日			年 月 日 時～時		人					
年 月 日			年 月 日 時～時		人					
年 月 日			年 月 日 時～時		人					
年 月 日			年 月 日 時～時		人					
年 月 日			年 月 日 時～時		人					
年 月 日			年 月 日 時～時		人					
年 月 日			年 月 日 時～時		人					
年 月 日			年 月 日 時～時		人					
年 月 日			年 月 日 時～時		人					

様式第7号(第8条関係)

(表)

写真貼付欄	静岡ヘリポート制限区域
	立入承認証(常勤者用)
	氏名 _____
	所属 _____
上記の者について、次の区域に立ち入ることを承認します。	
承認区域：	静ヘリ第 _____ 号
年 月 日	
	指定管理者 名称 氏 名 印 代表者氏名

9センチメートル

5.5センチメートル

(裏)

- 1 本証は、外部から容易に視認できるように、左胸部に表示してください。
- 2 本証は、厳重に管理するとともに、本来の目的外で使用し、第三者に貸与し、又は譲渡しないでください。
- 3 本証を紛失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに市長に届け出てください。
- 4 本証が不要となったときは、速やかに市長に返納してください。
- 5 本証に市長印及び貼付写真に契印のないものは、無効とします。

様式第8号(第8条関係)

(表)

<p>静岡ヘリポート制限区域</p> <p>立入承認証(一般者用)</p> <p>本証を携帯している者について、次の区域に立ち入ることを承認します。</p> <p>承認区域：</p> <p style="text-align: right;">指定管理者 名 称 氏 名 印 代表者氏名</p>	5.5センチメートル
9センチメートル	

(裏)

- 1 本証は、外部から容易に視認できるように、左胸部に表示してください。
- 2 ローターが回転しているヘリコプター及び走行車両等に注意し、常に安全に留意してください。
- 3 本証は、厳重に管理するとともに、本来の目的外で使用し、第三者に貸与し、又は譲渡しないでください。
- 4 本証を紛失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに市長に届け出てください。
- 5 用務が終了したときは、速やかに本証を市長に返納してください。
- 6 本証に市長印のないものは、無効とします。

様式第1号 (第7条関係)

(平17告示82・平18告示367・一部改正)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

(平18告示367・一部改正)

様式第4号 (第7条関係)

(平18告示367・一部改正)

様式第5号その1 (第8条関係)

(平17告示82・平18告示367・一部改正)

様式第5号その2 (第8条関係)

様式第6号 (第8条関係)

様式第7号 (第8条関係)

(平18告示367・一部改正)

様式第8号 (第8条関係)

(平18告示367・一部改正)